

議案第24号	三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
健康増進課	新たに障害者基幹相談支援センターを総合福祉保健センターに設置するほか、精神障害者支援センターを同センターに移設し、相談支援の連携強化を進めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>【改正内容】</p> <p>① 施設及び業務【第3条】 ② 使用時間【第3条の2】 ③ 休所日【第3条の3】 ⇒上記①から③までにおいて、「障害者基幹相談支援センター」、「精神障害者支援センター」に係る規定を加える。</p> <p>【施行期日】 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日</p>